

## プールの安全確保に係る周知徹底等について

平成22年8月2日  
消費者安全情報総括官会議  
幹事会 申合せ

最近判明した排(環)水口における二重構造の安全対策が施されていなかったプールでの事故事案(事故原因については調査中)等にかんがみて、関係省庁(消費者庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省)は連携して以下の取組みを推進する。

関係省庁は、全国のプールの安全確保のため、プールの安全標準指針(平成19年3月29日文部科学省・国土交通省決定)について、別添の内容により、改めて全国の関係者に周知徹底を図ることとする。

上記指針は、設置管理者に対する技術的助言であり、法令上の義務を課すものではないこと及び本指針の適用範囲は、第一義的には学校施設及び社会体育施設としてのプール、都市公園内のプールを対象としているが、その他の公営プールや民営プールといった全てのプール施設においても、参考として活用することが期待されるものであることを踏まえながら、プールの安全確保のため、各設置管理者の積極的な対応を促すとともに、対応状況につき適切にフォローアップを行うこととする。

(別添)

## 1. 概要

「プールの安全標準指針」を踏まえた安全確保のための自主点検等の対応を各設置管理者に対して要請

## 2. 要請方法

関係省庁から全国の水泳プールの設置管理者に下記により要請

【国立施設（独立行政法人、国立大学法人等の施設を含む。）】…各省庁

【公立施設】

- ・学校（私立学校を含む。）及び教育委員会所管施設…文部科学省
- ・都市公園…国土交通省
- ・その他の公立施設…総務省

【民間施設】

- ・市町村を經由した呼びかけ…総務省
- ・保健所を經由した呼びかけ…厚生労働省
- ・関係業界団体等を經由した呼びかけ…経済産業省等

なお、今回の点検も含め、関係省庁においては運用形態等を勘案し、適切にフォローアップを実施

## 参考 点検項目（例）

プールの安全確保のため、施設面、管理・運営面で重要と考えられる項目

### ①施設基準の適合状況

- (1) 排(環)水口の蓋等が、二重構造となっている等、適切な安全対策が施されているか
- (2) 排(環)水口の蓋等が、ネジ、ボルト等により適切な方法で固定されているか
- (3) 吐出口に、蓋等が設置されている等、適切な安全対策が施されているか

### ②管理体制の適合状況

- (1) 管理責任者が、プールの安全及び衛生に関する知識を有し、公的な機関や公益法人等の実施する安全及び衛生に関する講習会等を受講した者であるか
- (2) 衛生管理者が、プールの安全及び衛生に関する知識を有する者であるか
- (3) 監視員が、一定の泳力を有する等、監視員としての業務を遂行できる者であり、施設の規模に応じた十分な配置がなされているか
- (4) 救護員が、公的な機関や公益法人等が実施する救急救護訓練を受けた者であり、施設の規模に応じた十分な配置がなされているか

### ③プール使用期間前の点検状況

プールの使用期間前に、点検チェックシートを用いて施設の点検を行い、必要な修理や部品交換等が適切になされているか

## 3. 実施時期

可能な限り速やかに実施